

令和5年度

第1回松本市有償運送運営協議会

松本市有償運送運営協議会事務局

令和5年度第1回松本市有償運送運営協議会 議事録

日 時 令和5年7月26日(水)

午後1時30分から3時

会 場 大手公民館2階 大会議室

次 第	<p>1 開 会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 自己紹介</p> <p>4 会議事項</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の更新登録の申請について(2法人)</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>ア 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書について</p> <p>イ 道路運送法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録報告について</p> <p>ウ 登録団体の現況</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉 会</p>
13:30	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 自己紹介</p> <p>≪勝家課長≫</p> <p>委員 13 名中 12 名出席(加藤委員:欠席、アルピコタクシー株式会社:代理主席)</p> <p>松本市有償運送運営協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき会議成立</p> <p>4 会議事項</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の更新登録の申請について</p> <p>≪会長≫</p> <p>協議事項 イ 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の更新登録の申請について、事務局から概要の説明、その後「特定非営利活動法人 cherish」から説明をお願いします。</p> <p>≪事務局≫</p> <p>概要について説明</p> <p>≪法人代表≫</p> <p>法人から更新について説明(特定非営利活動法人 cherish)</p> <p>≪会長≫</p> <p>質疑応答ありますか。</p>

《委員》

先ほど、アルコールチェックの件についてお話がありましたが、自家用有償の場合はまだ義務化されていないところだと思いますが、何年か前に千葉県の八街市で起きた飲酒運転による事故を受け、かなりたくさんの方の事業所でアルコールチェックの義務化がされてるんですけども、それに向けてぜひ前向きに検討していただいて、常態化というか、周りが黙認していたものが、あの事故を生んだとも言われていますから、そういった隠れた部分が無くなるように、安全に運送していただくようお願いいたします。

《法人代表》

早めに手を打とうと思って探してもらっているのですが、急に義務化になってきた部分も多く、きちんとデータを残しておくアルコールチェッカーの在庫が少ないと聞いています。義務化の前には用意できるよう、早めに準備を進めていきたいと思っています。

《委員》

緑ナンバーの事業者においては、酒気帯び運転の数字がレベルに達する達しないは別として、少しでもアルコールチェックに引っかかればダメですので、もうそういう体制をとっていますので、ぜひ前向きに検討してください。

《委員》

公共交通機関等の利用ができない、そういったところを利用すると周りに迷惑が掛かるといったお話がありましたが、納得ができるよう説明してください。

《法人代表》

迷惑が掛かるというふうにお話をさせていただいたのは、自閉症の方を公共交通機関、電車が好きな子なので乗ったところ、同じ車両の方から「静かにさせられないのか」みたいなことを言われ、申し訳ございませんでしたとお話をさせていただきました。それは私どもの支援の仕方があまり良くなかったからだと思っておりまして、養護学校の生徒さんですが、徐々に段階を踏んで、今年の夏は3回くらい電車に乗れるよう準備をしているところです。なるべくそういった方でも社会活動の幅を広げられるように、ゆくゆくは公共交通機関なんかも利用していけるよう支援を継続しております。

《委員》

私たちの動きを支援する人から、そういう発言がでると、ここにいらっしゃる多くの方が、そこまで深く私たちの社会参加とか、公共交通機関を実は利用したいという思いだとかを、深くわかっていない方もいらっしゃるのでは、誤解を招いていたら、それは私たち側の人間が注意すべきことかと思って釘を刺させていただきました。

《会長》

先ほど、お話がありました後から書類の提出があるというのは、この7月に来られました運転者 A さんの書類の一部が無いということで、事前に事務局のほうも承知していて、更新の時期が迫っていることもあり、この運びになっているということです。もう一つ、

登録会員数 17 人、前回更新から比べ3人増え、対応として4人で回していきたいが、人材不足の現状も実はあり、安全管理の徹底等々がままならないということにも陥っているという事業者の説明があったが、その辺を我々は認識して、この後審議するということです。もう一点、車両の安全管理について対応ができているかというところは、どうしても外せない関係上、車両の関係を確認させていただければと思います。4台の申請が上がっていて、前は持ち込みだったけれども、法人の登録にしたというところで、それは車検証の中で名称等々が直っていることで確認ができるのかなと思います。その辺で、車両4台は保険の関係も含めてよろしいかなと思ったりもします。かいつまんで言えば、そこが大きな審議のポイントになるのではないかなと思います。

《委員：運輸支局》

令和4年10月1日のタイミングで道路運送法の施行規則が改訂されて、アルコール検知器を使ったアルコールチェックが特定事業所に関しては義務化されたというところで、その内、アルコール検知器を常時有効に保持すること、確認として機器を使用することというのは、機器の供給状況がまだ追いついていないところがあってまだ猶予しますよということなので、確保できるのであれば早い段階で導入していただいて、義務化されているのは特定事業所ですけれども、やらなくていいというわけではなくて、やったほうがより望ましいというのは間違いないので、その部分、ぜひ積極的に取り組んでほしいと思います。

《委員：県》

人材不足っていうのは当然介護業界だけでなく、バスやタクシー等の公共交通についても同様かと思っています。ただ一方で道路運送法に基づく登録という形で皆さんからお話ありましたとおり、安全運行というところには気を付けていただきたいというところと、それをを行うためには人の確保がとても重要だと思います。県の方でも、今年度から新たな5ヵ年計画が始まりまして、人材の確保というところについて焦点を当ててやっていくところをございまして、もし何か県に要望があればご相談いただきたいと思いますし、できる限り協力させていただきたいと思います。

《会長》

それでは、ここで更新の審議に移ります。

※ 法人退席

《会長》

「特定非営利活動法人 cherish」の更新について了承される方の、挙手をお願いします。

※ 全員挙手

《会長》

「特定非営利活動法人 cherish」の更新申請については承認とさせていただきます。

《会長》

引き続きまして、「特定非営利活動法人結いの街」の更新登録の申請について、事務局から概要の説明、その後「特定非営利活動法人結いの街」から説明をお願いします。

《事務局》

概要について説明

《法人代表》

法人から更新について説明(特定非営利活動法人結いの街)

《会長》

質疑応答ありますか。

《委員》

利用者のうち、車いすを利用しなければ移動できないという方は何名くらいいらっしゃいますか？車いすを運べる車が4台ということでしたが、旅客の人数に対して十分足りているのか気になったので、お伺いしました。

《法人代表》

6名いらっしゃいます。朝一番の透析の方とか、時間がずれているので、それでシフトを組んでいます。

《委員：運輸支局》

やはり人手不足というものがあって、だいぶ厳しいと思いますが、利用者さんの内容を聞いたうえで、できる限り、ご希望に応える形でシフトを組み、対応いただいているということでありましたので、現状のスタッフの中で、安全が損なわれない範囲の中でうまくやりくりしていただきたいと思います。あまり無理をして、そのために安全が損なわれてしまうことがないように気をつけてください。

《委員：県》

説明の中で、コロナの感染対策をしっかり対応いただいているとのことでしたが、今年度、コロナについては5類へ変わりましたが、移送される人の中では重症化リスクの高い方が多くいらっしゃると思っているので、安全対策をやっていただいているところについては、感謝申しあげたいと思います。ただ、一方でどうしても感染対策をすると運転手の方や従業員の方もかなり負担になっているのかなと思っておりまして、その辺りについて配慮をお願いします。また、人手不足があるというお話も聞いております。人手不足対策についても県の方でもできる限り協力していきたいと思っておりますので、なにかご要望や課題などがありましたらお寄せいただければと思います。

《会長》

それでは、ここで更新の審議に移ります。

※ 法人退出

《会長》

「特定非営利活動法人結いの街」の更新について了承される方の挙手をお願いします。

※ 全員挙手

《会長》

「社会福祉法人松本市社会福祉協議会」の更新申請については承認とさせていただきます。本日の協議事項2件を、承認をさせていただきました。

《会長》

(2) 報告事項に移ります。ア 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書について事務局から説明をお願いします。

《事務局》

アについて説明

《会長》

質疑応答ありますか。

《会長》

イ 道路運送法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録報告について事務局から説明をお願いします。

《事務局》

イについて説明

《会長》

質疑応答ありますか。

《会長》

ウ 登録団体の現況について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

ウについて説明

《会長》

質疑応答ありますか。

5 その他

《会長》

全体を通して、何か課題、取り組みに等、何かございましたらお願いします。県の方、運輸支局の方どうでしょうか。

《委員：県》

事務局の方にはお願いですが、今回のように更新の期限前に協議会を開催し、法人登録が事業所さんからしていただけるような形になるかと思いますが、どうしても法人登録するにあたっては、県の事務手続きに一定の時間を要しますので、そういった部分を考慮し開催日程に反映いただくと大変助かります。

《委員：運輸支局》

いろんな立場の方からご意見をもらって、福祉有償運送をやっていたいただいております。松本市の方では、利用者さんもそうですし、タクシーに関する事業所さん、実施側の方たちも意見を出し合ってやっておられるので、うまくいっているのかなと思うんですけども、もし、料金の見直しであったりだとか、ここではない別の団体になりますと利用者

さんの登録の要件はちゃんと満たしているのか等の意見もあつたりしますので、そういったところ、各委員の皆さんから意見があれば、こういう場を通して積極的に協議を行っていただいて、実施していただければと思っております。

《会長》

委員の皆様からも何かあればお願いします。

《委員》

皆さんのご協力のもと、こういう移動手段を支えていただいて、とてもありがたいですが、バスやタクシーといった公共交通機関はまだ私たちが入り込む余地はありますよね。そこを少し究めていって、私も有償運送とか色んなところを特別に頼むこともあるけれど、ふと街を歩いていたらちょっと暑くなってバスに乗りたいなと思ったときに、もうちょっと気軽に乗れる状況になりたい。普通にタクシーに手を挙げたら停まってくれるような状況になってほしいです。そちらの方をぜひもっと伸ばしていただけると、っていうのを一緒に考えていただけるとありがたいです。

《委員：公共交通課長》

私ども公共交通課も、市民の皆さん、来訪者の皆さん、様々な利用者の方が利用しやすいような環境を目指して進めていきたいと思っています。行政がそういった部分に関わって、行政も自分事という中で、そういう利用促進、サービス向上を始めようということで、この4月からスタートしていますが、まだまだ始まったばかりでございまして、ご意見をお聞きしながら、行政でできる部分、民間企業の皆さんと協力すべき部分をしっかり捉えながらやっていきたいと思っております。昨年も福祉の関係の方と何回か今までもやっているんですけど、バスの乗車関係で、車いすを使った方の実際の乗車状況等を現地調査させていただいた経過もございまして、そういった機会を増やすような形にして、バスやタクシーだけでなく、交通の基盤整備、道路の段差が大きい等の様々な課題があるかと思っておりますけど、できるだけそういう部分を把握しながら、行政として、横の繋がりをしっかり持って、対応ができるような社会を作っていきたいと考えています。

《会長》

その他、ご意見等なければ、これで議事を終了します。

《勝家課長》

ありがとうございました。本日のご意見等を受けて、更新の事業者には指導していきたいと思っております。

15:00

6 閉会